

高橋滋氏、加藤ノブ氏の功績に厚生労働大臣表彰

長年にわたって戦傷病者、戦没者遺族の援護等に関する事業に携わってきた功績を称えるため、昨年12月5日、東京都の中央合同庁舎にて援護事業功労者の厚生労働大臣表彰が行われました。

今年度は全国で102名が表彰され、つがる市からは高橋滋さんと加藤ノブさん兩名に対し、厚生労働大臣より表彰状が贈呈されました。お2人ともつがる市遺族会に所属し、戦没者遺族の苦しみを和らげるために相談相手となったり、戦争の悲惨さを風化させないために遺族会の運営に積極的に参画したりと、40年近くにわたって活動してこられました。

今後もますますのご活躍を期待します。



高橋滋さん(左)と加藤ノブさん(右)

要介護認定者に対する税の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等を所持していない満65歳以上の方で、要介護/要支援認定を受けていて次の要件に該当する場合は、所得税や市・県民税の申告の際に**障害者控除対象者認定書**を添付することで障害者控除が受けられます。申請者は被保険者本人、または被保険者本人を扶養控除対象としている親族です。

障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。

障害者控除の対象となる要件	区分	控除額(所得税)	控除額(市・県民税)
<ul style="list-style-type: none"> ●要介護1～3の高齢者 ●要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度IIa～IIIbの方 	障害者控除	27万円	26万円
<ul style="list-style-type: none"> ●要介護4～5の高齢者 ●要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度IV～Mの方 	特別障害者控除	40万円	30万円

注意点 対象となるのは、令和元年12月31日(死亡者は死亡日の翌日)を基準として、それ以前に6カ月以上の介護認定期間があった方です。令和元年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。障害者手帳を所持している方でも、この認定によって障害者控除から特別障害者控除となる場合は申請が可能です。

申請 介護保険被保険者証(オレンジ色)にて介護度をご確認の上、認め印を持って介護課へお越しください。

認定書の交付 申請された内容について審査した上で郵送により認定書を送付します。被保険者一人につき一通のみの交付となります。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111 (内線231)

国民健康保険 後期高齢者医療

確定申告で医療費控除を行う方へ

確定申告に使用することができる「医療費支払通知書」を送付します。医療費控除額がある場合、控除額を記載した確定申告書に①～③のいずれかの書類を添付してください。

- ①「医療費支払通知書」
- ②「医療費支払通知書」と、「医療費支払通知書」に記載されない医療費の額等を個別に記入した「医療費控除の明細書」
- ③支払った医療費の額等を個別に記入した「医療費控除の明細書」

医療費支払通知書は、2月末にお届けする予定です。これは、通知書作成に必要なデータが、病院から2月中旬に提供されるためです。医療費支払通知書が届く前に申告する場合は、③の「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付してください。国民健康保険と後期高齢者医療の医療費支払通知書は、発行元が別であるため、お届け時期が異なることがありますのでご了承ください。

また、確定申告で医療費控除を行わない方は、ご自身の健康管理および医療費の適正化のため、通知書が手元に届きましたら、今一度受診状況をご確認ください。

**【問い合わせ先】 国民健康保険については、つがる市国民健康保険課 電話42-2111 (内線272)
後期高齢者医療については、後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821**

マイナンバーカードを作りましょう

確定申告受け付けの待ち時間に、マイナンバーカードの申請ができます。
職員がその場でカードの顔写真を無料で撮影し、申請までお手伝いします。
マイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会をご利用下さい。



場所 松の館2階 研修室（確定申告会場となり）

日時 2月7日(金)～3月16日(月) 9時～12時 ※平日に限ります。

ただし、都合により研修室で受け付けできない場合がありますのでご了承ください。

※この他、市民課、稲垣・車力出張所では、期間に限らず平日いつでも受け付けします。

つがる出張所（イオンモールつがる柏内）は受け付けできませんのでご注意ください。

準備していただくもの

本人確認書類1点（運転免許証、旅券、身体障害者手帳、健康保険証、介護保険証等）

申請後、1カ月程でご自宅に「交付通知書(はがき)」を送付します。必要書類を持参してマイナンバーカードの受け取りとなります。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線262・265・266）

国民年金保険料免除等の申請について

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となり、毎月保険料を納める必要があります。しかし、経済的な理由などにより国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料が免除・猶予となる「学生納付特例制度」や「保険料免除制度」、「保険料納付猶予制度(50歳未満)」の手続きを行ってください。申請は、弘前年金事務所や市役所（または稲垣出張所、車力出張所）で受け付けています。

学生納付特例制度 学生で、本人の所得が一定以下の方が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。手続きには、申請年度有効の学生証の写し、または在学証明書(原本)が必要です。

保険料免除制度 申請者本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合、保険料が全額免除または一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）されます。ただし、一部免除に該当した場合は、保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

保険料納付猶予制度 20歳から50歳未満の方で、申請者本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予されます。

※失業された方は、申請に雇用保険受給者証または雇用保険離職票等の写し（共済等は退職辞令の写し）が必要です。

※いずれの申請にも、基礎年金番号がわかるもの、本人確認ができるもの（運転免許証等）、認め印をお持ち下さい。

【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339 つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267）

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

年金の請求など給付に関わる相談については、移動年金相談日をご利用ください。

移動年金相談日 日時 1月22日(水)、2月26日(水)、3月25日(水) 10時～15時

場所 市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。

予約先電話番号 0172-27-1339（弘前年金事務所お客様相談室）

赤十字活動をご支援ください 令和2年度の募集運動がはじまります

日頃より、赤十字活動にご理解とご支援いただき、誠にありがとうございます。

昨年10月、関東甲信越や東日本を中心に甚大な被害をもたらした台風19号による豪雨災害では、多くの尊い人命が失われました。日本赤十字社青森県支部では、この災害に際し、被災地に医療救護班や心のケア要員を派遣するなど、「いのちと健康」を守る活動を展開しました。

これらの活動は、主に赤十字会員(社員)の皆さまから寄せられる会費(社費)・寄付金を財源としております。昨年度はつがる市地区において、6,817件、5,614,700円の会費・寄付金のご支援をいただきました。重ねて御礼申し上げますとともに、今年度も赤十字奉仕者の方々が皆さまのお宅を訪問した際には、赤十字会員(社員)への加入ならびに活動資金(会費・寄付金)のご支援について、よろしく願い申し上げます。

【問い合わせ先】日本赤十字社青森県支部 電話017-722-2011

つがる市地区（市役所福祉課）電話42-2111（内線245）